## 釜石市 地域資源目録

-甲子川流域エリア編-(第2.2版)

## 制定•改訂履歴

版	制定・改訂年月日	改訂箇所	内容	備考
1.0	2022年3月31日	_	制定	
2.0	2022年11月25日	変更部分は青字	写真追加・動植物に 関する表記変更	
2. 1	2022年11月28日	変更部分は青字	希少動物の項目およ びページ追加	
2. 2	2023年3月1日	変更部分は青字	一部の写真提供者名 を改定	

#### はじめに

本書は、釜石市の現状に即した包括的な地域資源情報の更新を図るとともに、文化財保護や生物多様性保全などの持続可能性の観点から、地域資源の学術的価値や管理の枠組み、その適正な利活用に資するための配慮事項について取りまとめたものです。

釜石市は、東日本震災から6年が経過した2017年に、大きな被害を受けた被災地域の早期復興と新しい地域づくり(観光地域づくり)を具体化する指針をとりまとめた釜石市観光振興ビジョンを策定しました。

この釜石市観光振興ビジョンでは、観光を通じて、市民が郷土に住まう誇りを取り戻すことを重要な目標として掲げ、基本的な考え方において、釜石市全体を屋根のない博物館と見立てた釜石オープン・フィールド・ミュージアムという構想を打ち立てました。これは、釜石市民の観光地域づくりへの参加性を高めて一体感を醸成し、「地域の宝」を再発見する過程を通して、釜石市民の誇りを醸成することを目指す観光地域づくりの考え方です。

フィールド・ミュージアムとは、一般的に「エリア全体を博物館と見立てる」意味で用いられます。これは施設(ハード)としての博物館ではなく、その地域に固有の自然・歴史・文化等の地域資源を展示物として見立て、直接体験や学習できる「システム」のことを指します。

フィールド・ミュージアムのシステムによる機能は、「観光開発」と「地域 資源管理」のバランスの取れた地域振興をもたらし、持続可能な地域の発展に 貢献することが期待されます。

本書は、釜石オープン・フィールド・ミュージアム構想にもとづく、フィールド・ミュージアムのシステムの運用に向けた、地域資源管理のための基礎資料として位置付けられます。

#### 釜石市地域資源目録 -甲子川流域エリア編-

#### 目次

- 1. 甲子川流域エリアの概要
  - (1) 釜石市観光振興ビジョンにおけるエリア設定について
  - (2) 甲子川流域エリアについて
    - ① エリア・コンセプト
    - ② 東部・平田地区の特徴
    - ③ 西部・甲子地区の特徴
    - ④ 甲子川流域エリアの役割・機能
- 2. 地域資源の設定
  - (1) 地域資源の区分
  - (2) 地域資源の選定根拠
- 3. 甲子川流域エリアの地域資源(一覧)
  - (1) 自然
  - (2) 文化
  - (3) 社会経済
- 4. 甲子川流域エリアの地域資源(詳細)
  - (1) 自然
  - (2) 文化
  - (3) 社会経済

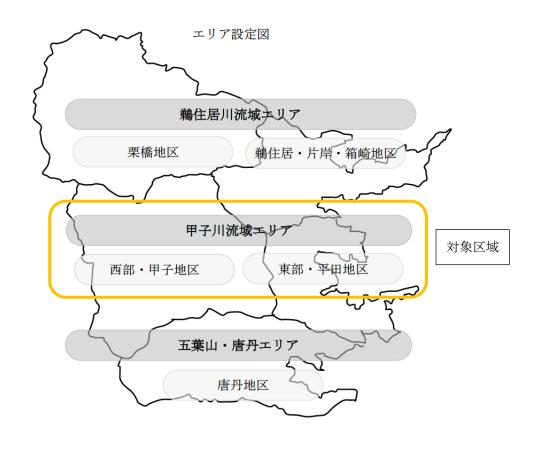
#### 1. 甲子川流域エリアの概要

#### (1) 釜石市観光振興ビジョンにおけるエリア設定について

釜石市観光振興ビジョンでは、釜石市における「観光を通じた震災復興の 実現」のため、「うみ・やま連携」を活発化する3つのエリアおよび5つの地 区エリアについて、次の表のとおり設定しました。

観光における3つのエリア	5つの地区エリア	
田乙川海梯・リマ	西部・甲子地区東部・平田地区	
甲子川流域エリア		
新仕尺川本は~ 11 マ	栗橋地区	
親住居川流域エリア 	親住居・片岸・箱崎地区 ・ おいました	
五葉山・唐丹エリア	唐丹地区	

本書では、このエリアのうち、甲子川流域エリア(西部・甲子地区、東部・ 平田地区)を対象区域としております。



#### (2) 甲子川流域エリアについて

釜石市観光振興ビジョンでは、甲子川側流域エリアのエリア・アイデンティティ、各地区の特徴、エリアの役割・機能について定めております。

本書では、釜石市観光振興ビジョンにおける甲子川側流域エリアのエリア・アイデンティティに基づき、新たにエリア・コンセプトを設定します。

#### ① エリア・コンセプト

#### ~鉄都・釜石の海と山を結ぶ大動脈~

甲子川の流域エリアは、釜石市の玄関口であると同時に、北東北の内陸部から沿岸への交通の要所でもあり、釜石市民の生活になくてはならない大動脈の役割を担っています。

地域間の交流面でも 2019 年の釜石道の全線開通および 2021 年の三陸道の開通により、JR 釜石線・三陸鉄道と並び、釜石市と内陸地域を結ぶ、そして、三陸沿岸地域の交点という地勢的な優位性を得たと言えます。

そもそも甲子川の流域エリアと釜石市の中心部である東部地区は、製鉄の営み以前は、内陸部からの街道の整備は仙人峠に阻まれ、かつ平地が少ない地理的な要因もあり、往来の少ない静かな農漁村であったと言われています。

歴史を紐解けば、明治政府が欧米諸国と肩を並べるために建設した官営釜石製 鉄所の操業により、釜石には急激に人が集まり、人々の暮らしを豊かにするた めの各種産業が発展してきました。道路を整備し、鉄道を敷設し、働く人たち の住まいが建設され、食が生み出され近代日本の礎である鉄により国家を支え ていきました。日本国の海図第一号が釜石湾であり、鉄道の開通が日本で3番 目であったことがその証左であると言えるでしょう。

太平洋戦争にあっては、製鉄のまちであるが故の艦砲射撃でまちは壊滅的な被害を受けつつも、そこからも立ち上がり、日本の高度成長とともに大きく発展。1960年代には成長のピークを迎えます。そして、製造業の海外移転の流れに合わせてまち自体が急激に縮小していった経験もいち早く経験しているのが釜石です。

新しく設定するコンセプトとしては、海と山が間近に迫る豊かな自然と製鉄所があったからこそ生まれた、この地域の生活、文化、歴史を見つめ直し、過度に背伸びをしない持続可能な観光に取り組むことが大切だと考えます。自然景観を楽しむ観光に加え、数年来進めている流域の生業を紹介する観光や、度重なる災禍から立ち直る姿を伝える研修、復興にあってのリーダーの在

り方などを紹介する研修などをより磨きあげることで、より強力に甲子川流域 エリアの魅力を来訪者に伝えることができるはずです。

#### ② 東部・平田地区の特徴

釜石駅周辺から港にかけて、釜石市の中心市街地が形成されており、商業、工業、教育・文化、行政等の都市機能が集積しています。大型商業施設を中心に新たな商業空間の形成が進められています。一方で、震災および撤退や移転等により大規模な低未利用地が増加しています。

海沿いには、「魚河岸テラス」や「鉄の歴史館」、「釜石大観音」等の観 光施設が立地しています。

国道 45 号「三陸沿岸道路」と国道 283 号「東北横断自動車道釜石秋田線 釜石~花巻」、JR 釜石線と三陸鉄道により沿岸地域と内陸地域を結ぶ交通 の結節点となっています。

#### ③ 西部・甲子地区の特徴

かつては釜石街道の宿場として、また、釜石製鉄所のベッドタウンとして 人口が増加した地域です。 国道 283 号「東北横断自動車道釜石秋田線(釜 石~花巻)」開通により自動車移動における花巻方面からの玄関口としての 重要性がさらに増します。

道の駅釜石仙人峠では食提供、物販を行っており多くの来訪者が訪れています。当地域で製造・販売まで一貫して取り扱っている甲子柿は、地域が誇るブランド品です。製法に特徴があり、健康や美容に良く栄養成分に価値があります。柿酢やサイダー等の商品開発も行われています。甲子柿のような、新たな特産品開発、体験等を充実させ、自然や歴史・文化に囲まれた豊かな暮らしや活動の展開が望まれる地区です。甲子川と山々、仙人峠に囲まれた環境と景観は、このエリアの貴重な資源です。

橋野鉄鉱山よりも大規模な産業遺構として釜石鉱山(選鉱場跡等)を有しています。大規模な地下空洞は産業用に活用され、鉱泉水のナチュラルミネラルウォーター「仙人秘水」が製造されています。この水は、新緑・紅葉の美しい仙人峠が位置する北上高地の山中からの湧き水で、石灰岩・花崗岩の多い岩盤層を流れることで濾過された良質のミネラルウオーターです。大手メーカーの化粧品として活用されるほど素晴らしい水質を誇ります。

#### ④ 甲子川流域エリアの役割・機能

- ・ ホテルによる主たる滞在促進、機会の創出
- ・ 観光や食に関する情報発信、繁華街による食事の提供の場

- ・ 鉄道および復興道路開通によるゲートウェイ (玄関口)
- ・ 航路による半島交通の起点
- ・ 豊かな漁場から獲れる海の幸をはじめ、仙人秘水、浜千鳥、甲子柿、甲子川鮎、山菜等の様々な食を楽しめる

#### 2. 地域資源の設定

#### (1) 地域資源の区分

甲子川流域エリアの地域資源について、以下のとおり区分します。

表 1-1 地域資源の区分

大区分	細区分
自然	自然保護区/動植物/地理·地形/自然景観
文化	有形遺産/無形遺産/文化的景観
社会経済	施設/特産品/地域行事

#### (2) 地域資源の選定根拠

地域資源の抽出にあたっては、表1-2に示した選定根拠に該当する事物を対象とします。

表 1-2 地域資源の選定根拠

大区分	細区分	基準
	自然保護区	<ul><li>・ 国において指定された国立公園・国定公園・自然環境保全地域</li><li>・ 県において指定された自然環境保全地域</li></ul>
自然	動植物	<ul> <li>・ 国・県・市において天然記念物に指定されている種及び群落</li> <li>・ 岩手県の希少野生動植物にかかわるレッドリスト掲載種</li> <li>・ 以上に加え、県内の専門家により「釜石の生態系や文化を象徴する希少種、あるいは土地開発等の影響を受けやすく、今後の生息状況に注意が必要な種」として推薦された種</li> </ul>
	地形・地質	<ul><li>・ 国・県・市において天然記念物に指定されている地形・地質</li><li>・ 三陸ジオパークにおいてジオサイトに指定されている地形・地質</li></ul>

	自然景観	<ul> <li>・ 国・県・市において名勝に指定されている自然的土地および景観</li> <li>・ 岩手県自然環境保全指針の「身近な自然」(区分「文化」を除く)一覧表に掲載の自然的土地および景観</li> <li>・ 釜石市景観計画において定められている特定景観地域、景観重要樹木</li> </ul>
	有形遺産	・ 国・県・市において指定されている有形文化財
文化	無形遺産	・ 国・県・市において指定されている無形文化財
	文化的景観	・ 釜石市景観計画において定められている特定景観地域、 指定景観重要建造物
	施設	・ いわて釜石観光ガイド(2019 年版)に掲載の施設
社会経済	特産品	・ いわて釜石観光ガイド(2019 年版)に掲載の特産品
	地域行事	・ いわて釜石観光ガイド(2019 年版)に掲載の地域行事等

# 3.甲子川流域エリアの地域資源(一覧) 甲子川流域エリアの地域資源を抽出し、以下の表にとりまとめました。

大区分【自然】			
細区分【自然保護区】			
五葉山県立自然公園	県指定自然公園	自然 1-1	
細区分【動植物】			
ニホンカモシカ	国指定天然記念物 県指定希少野生動植物	自然 2-1	
峠のスギ	市指定天然記念物	自然 2-2	
希少植物	県指定希少野生動植物	自然 2-3	
希少動物(哺乳類)	県指定希少野生動植物	自然 2-4	
希少動物(鳥類)	県指定希少野生動植物	自然 2-5	
希少動物 (無脊椎動物)	県指定希少野生動植物	自然 2-6	
希少動物 (淡水魚類・爬虫類)	県指定希少野生動植物	自然 2-7	
希少動物 (昆虫類)	県指定希少野生動植物	自然 2-8	
細区分【地質・地形】			
釜石鉱山	三陸ジオパーク ジオサイト	自然 3-1	
細区分【自然景観】			
甲子川	岩手県自然環境保全指針(身近な 自然)	自然 4-1	
小川川	岩手県自然環境保全指針(身近な 自然)	自然 4-2	
仙人峠	岩手県自然環境保全指針(身近な 自然)	自然 4-3	
福祉の森児童遊園	岩手県自然環境保全指針(身近な 自然)	自然 4-4	
大畑の不動滝	岩手県自然環境保全指針(身近な 自然)	自然 4-5	
日向ダム湖畔	岩手県自然環境保全指針(身近な 自然)	自然 4-6	

大区			
細区分【有形遺産】			
旧釜石鉱山事務所	国登録有形文化財 (建造物)	文化 1-1	
アーチ橋梁 1号橋・2号橋	市指定有形文化財(建造物)	文化 1-2	
徳治の碑	市指定有形文化財(考古資料)	文化 1-3	
聖観音銅像	市指定有形文化財(彫刻)	文化 1-4	
懸仏 (かけぼとけ)	市指定有形文化財(工芸品)	文化 1-5	
懸仏鉄造聖観音坐像	市指定有形文化財(工芸品)	文化 1-6	
懸仏	市指定有形文化財(工芸品)	文化 1-7	
懸仏	市指定有形文化財(工芸品)	文化 1-8	
尾崎神社の鋳鉄製宝剣	市指定有形文化財(工芸品)	文化 1-9	
尾崎神社の鋳鉄製扁額	市指定有形文化財(工芸品)	文化 1-10	
正一位尾崎大明神扁額	市指定有形文化財(工芸品)	文化 1-11	
釜石製鐵所山神社扁額	市指定有形文化財(工芸品)	文化 1-12	
刀 銘「新藤源義國」	県指定有形文化財 (工芸品)	文化 1-13	
脇差 銘 應貫洞長章需盛岡住山内國	+松/+ +	·	
多以巖鉄造之萬延元年二月日	市指定有形文化財(工芸品)	文化 1-14	
脇差 銘 奥刕南部栗林住神清照	市指定有形文化財(工芸品)	文化 1-15	
細布	市指定有形文化財(工芸品)	文化 1-16	
釜石新道図	市指定有形文化財(古文書)	文化 1-17	
南部領平田村仙台領唐丹村境絵図	市指定有形文化財(古文書)	文化 1-18	
文政13年石応寺境内図及び幕末ころ の釜石湊絵図	市指定有形文化財(古文書)	文化 1-19	
紙本 両鉄鉱山御山内並高炉之図	県指定有形文化財 (歴史資料)	文化 1-20	
大橋磁石岩絵図	市指定有形文化財(歴史資料)	文化 1-21	
鍛冶神掛図	市指定有形民俗文化財	文化 1-22	
オシラサマ 慶長年紀	市指定有形民俗文化財	文化 1-23	
定内の一里塚	市指定史跡	文化 1-24	
女坂の一里塚	市指定史跡	文化 1-25	
女坂石の証文 殺生禁断の碑	市指定史跡	文化 1-26	
平田御番所跡	市指定史跡	文化 1-27	
細区分【無形遺産】			
南部藩壽松院年行司支配太神楽	県指定無形民俗文化財	文化 2-1	
東前太神楽	市指定無形民俗文化財	文化 2-2	
錦町虎舞	市指定無形民俗文化財	文化 2-3	
·	·		

尾崎町虎舞	市指定無形民俗文化財	文化 2-4
小川鹿踊	市指定無形民俗文化財	文化 2-5
細区分【文化的景観】		
橋野鉄鉱山歴史景観地区・橋野鉄鉱山	釜石市特定景観地域	文化 3-1
歴史景観調和地区	金石川村足京観地域	又16.3-1

大区分	【社会経済】			
細区分【施設】				
鉄の歴史館	-	社経 1-1		
釜石市郷土資料館	-	社経 1-2		
釜石大観音	_	社経 1-3		
こすもす公園	-	社経 1-4		
釜石魚河岸にぎわい館 魚河岸テラス	_	社経 1-5		
ミッフィーカフェかまいし	_	社経 1-6		
釜石漁火酒場かまりば	_	社経 1-7		
道の駅「釜石仙人峠」	_	社経 1-8		
シープラザ釜石	_	社経 1-9		
サン・フィッシュ釜石	_	社経 1-10		
タウンポート大町	_	社経 1-11		
宿泊施設	-	社経 1-12		
細区分【特産品】				
釜石ラーメン	-	社経 2-1		
甲子柿 (かっしがき)	-	社経 2-2		
海産物	_	社経 2-3		
浜千鳥	_	社経 2-4		
細区分【地域行事】				
釜石よいさ	_	社経 3-1		

## 4. 甲子川流域エリアの地域資源(詳細)

自然	然 1−1		
区		分	自然
細	区	分	自然保護区
名		**************************************	五葉山県立自然公園 (ごようざんけんりつしぜんこうえん)  「「「「「「「「」」」  「「」  「「」」  「「」」  「「」」  「「」」  「「」  「「」」  「「」」  「「  「
所	在	地	釜石市、大船渡市、住田町
学	術 的	価値	· 県指定自然公園
			・ 五葉山生物群集保護林を有する
			・ 五葉山鳥獣保護区を有する

概要	五葉山(1341m) を中心として、釜石市、大船渡市、住田町に		
	またがる自然公園。面積 59.18km2 。1966 年指定。カモシカな		
	ど野生動物の生息地として知られ、大窪山地区は本州でのニホ		
	ンジカ群生北限地。五葉山頂上付近には高山帯植物がみられ		
	る。		
	五葉山周辺の国有林野は、林野庁により五葉山生物群集保護		
	林に指定されている。コメツガとヒバを主とする天然林、及び		
	五葉山の固有種であるゴヨウザンヨウラク等の貴重な植物群落		
	がある。ほぼ全域が自然公園の範囲に含まれる。面積		
	1950. 79ha。		
配慮すべき事項	・ 登山利用に当たっては、厳正に保全されている地域には入		
	り込まないこと。また、植物の採取や動物の捕獲を行わな		
	いこと。		
	・ ゴヨウザンヨウラク等の貴重な植物群落の観察において		
	は、観察に伴う踏み荒らしなどで植生に悪影響を与えな		
	いように配慮すること。		
関連する法令	• 自然公園法		
管理の枠組	• 鳥獣保護管理法		
	• 林野庁保護林制度		
	· 県立自然公園条例(岩手県)		

自然 2-1	
区分	自然
細 区 分	動植物
名称	ニホンカモシカ(にほんかもしか)
	写真提供者:盛岡市動物公園(辻本氏)
所 在 地	都市部を除く市内の山地、里地のほぼ全域に分布
学術的価値	· 国指定特別天然記念物
	・ いわてレッドデータブック D ランク
概	カモシカは本州、四国、九州の低山帯から亜高山帯にかけて生息している。名称の由来は、毛氈(もうせん・カモ)にカモシカの毛を織ったため、あるいは鴨のように美味なためなどがある。 オス・メスともに角があり、体色は白から褐色が多く、脚が短いのが特徴である。 岩場や急斜面のある森を好み、主に早朝と夕方に行動し、木の葉や草などを餌としている。 絶滅危惧種として国の天然記念物に指定されたが、現在は釜石市の広い地域において生息が確認されている。
配慮すべき事項	(元気な場合)
	・ 刺激を与えずに見守ること。ニホンカモシカは通常、野生 動物に特有の帰巣本能を備えており、時間が経てば山に戻 る。

- 通行等の妨げになるなどの場合は、速やかに文化スポーツ 部文化振興課文化財係(電話0193-27-5714)まで連絡する こと。
- ・ むやみに追い立てたり、攻撃をしたり、ほかの動物をけし かけるのは絶対に行わないこと。カモシカが興奮し、攻撃 してくる恐れがある。
- カモシカの通り道や逃げ道をふさがないこと。

#### (身動きのとれない場合)

- ・ ケガや病気をしている、網に引っかかっている等、身動き の取れない場合は、速やかに文化スポーツ部文化振興課文 化財係まで連絡すること。
- ・ 動かない場合でも、邪魔にならない場所にいて、ケガや異常が見られない場合は、刺激を与えずに見守ること。ウシ科であるカモシカはのんびりした性格で、人が近づいてもなかなか逃げず、同じ場所に長時間いることもめずらしくない。時間が経てば山に戻る。
- · 鳥獣病院等には絶対に持ち込まないこと。

#### (死亡している場合)

- ・ 速やかに文化スポーツ部文化振興課文化財係まで連絡すること。
- なるべく手を触れないようにすること。

#### (子どものカモシカ)

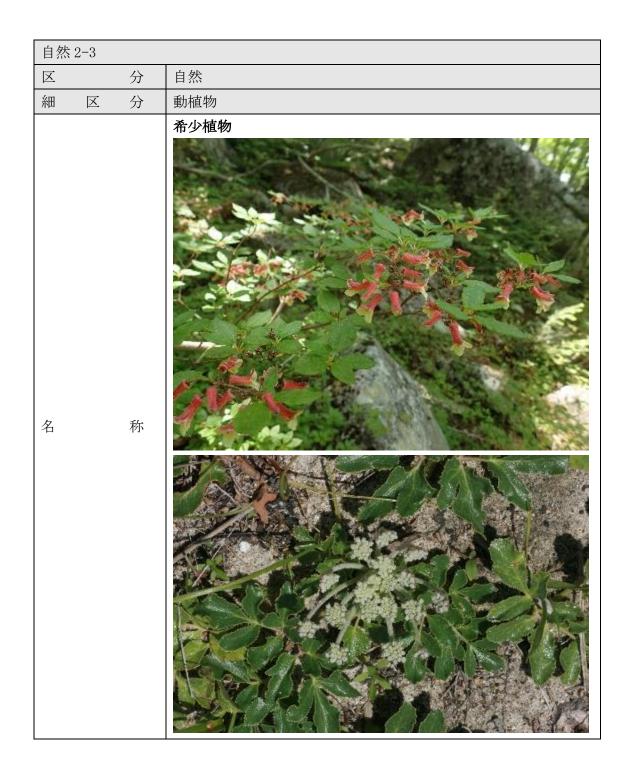
・ 子が一頭でいる場合、親は人間を警戒し、近辺か少し離れた場所に姿を隠していると思われる。幼獣をむやみに保護・捕獲してしまうと、野生復帰が困難になるので、手を出さずに立ち去ること。

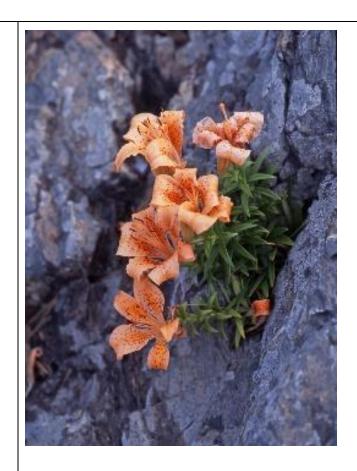
# 関連する法令管理の枠組

- 文化財保護法
- 岩手県文化財保護条例
- 岩県文化財保存活用大綱
- 釜石市文化財保護条例
- 鳥獣保護管理法
- ・ 第4次カモシカ管理計画(岩手県)
- 第13次鳥獣保護管理事業計画(岩手県)

自然 2-2	
区 分	自然
細 区 分	動植物
	峠のスギ (とうげのすぎ)
名	
ᇎᄼ	写真提供者:釜石市郷土資料館
所     在     地       学     術     的     価	大字平田第9地割 <ul><li>市指定文化財(天然記念物)</li></ul>
	「古里の御神楽スギ」(昭和 44 年 8 月 27 日釜石市指定文化
安 安	財)に次ぐ巨木で自然を記念するに相応しい樹木として貴重で
	ある。
	める。   尾崎白浜と佐須を結ぶ旧道の頂上に、樹齢 400 年ほどの巨木
	だって、他の一般と佐須を招から追り頂工に、例前 400 年はとの日本 が道を挟んで 2 本ある。このスギは峠のスギと呼ばれ、根の部
	か追を挟んて2本める。このスキは峠のスキと呼ばれ、板の部分に石が積まれている。
	藩境のスギであると言う話もあるが、江戸時代は佐須は南部
	確現のスキであると言り話もあるが、江戸時代は佐須は南部 藩でこのスギが藩境であったとは考えられない。だが、それ以
	前に一時でも境になったことがあり、それが伝承されている可能はます。
まる中で	能性もある。
配慮すべき事項	・ 指定文化財の保存及び活用のため必要な措置について、釜

		石市文化財保護条例によって定めている。
	•	参照:釜石市文化財保護条例
関連する法令	•	文化財保護法
管理の枠組	•	岩手県文化財保護条例
	•	岩手県文化財保存活用大綱
	•	釜石市文化財保護条例

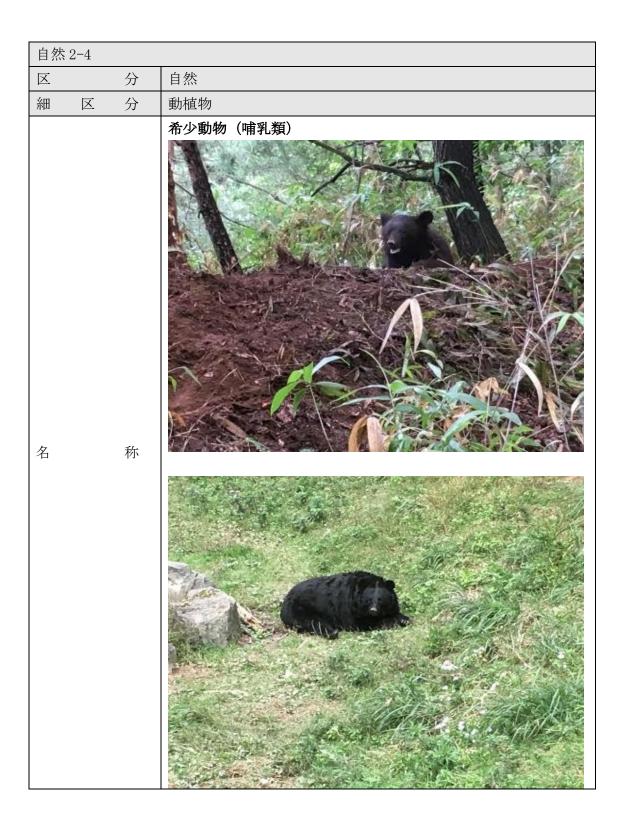




写真提供者:岩手県立博物館

所 在 均	也	_
学術的価値	直	・ 岩手県の希少野生動植物指定
概	要	岩手県内の指定希少野生植物として「岩手県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき 624 種が指定されている。 県内の専門家により「釜石の生態系や文化を象徴する希少
		種、あるいは土地開発等の影響を受けやすく、今後の生息状況 に注意が必要な種」として推薦された種。 (指定種が多いため、Aランクより抜粋)
		<ul> <li>・タブノキ(希少種外、日本の分布北限)</li> <li>・ゴョウザンョウラク(Aランク、五葉山固有種)</li> <li>・スカシユリ(希少種外、釜石市の花)</li> <li>・ハマボウフウ(Bランク)</li> <li>・ミズアオイ(Aランク)</li> </ul>
配慮すべき事項	頁	・ 個体の取り扱いに関する規制や生息地の保護に関する規制

		などについて、岩手県希少野生動植物の保護に関する条例
		により定められている。
	•	参照:岩手県希少野生動植物の保護に関する条例(第2
		章、第3章)
関連する法令	•	種の保存法
管理の枠組	•	環境省希少野生動植物種保存基本方針
	•	岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例
	•	岩手県希少野生動植物の保護に関する条例





写真提供者:盛岡市動物公園(辻本氏)

所 在 地	_
学術的価値	・ 岩手県の希少野生動植物指定
概    要	岩手県内の指定希少動物(哺乳類)として「岩手県希少野生
	動植物の保護に関する条例」に基づき 24 種が指定されている。
	このうち、県内の専門家により「釜石の生態系や文化を象徴
	する希少種、あるいは土地開発等の影響を受けやすく、今後の
	生息状況に注意が必要な種」として推薦された種は以下。
	ホンドザル
	チチブコウモリ
	ニホンモモンガ
	ヤマネ
	ニホンツキノワグマ
	ニホンカモシカ
	コテングコウモリ

ガルち トッチ まっま	T	四件で乗り、四、つき用して四型でもからかり、「四型」とでは
配慮すべき事項	•	個体の取り扱いに関する規制や生息地の保護に関する規制
		などについて、岩手県希少野生動植物の保護に関する条例
		により定められている。
	•	参照:岩手県希少野生動植物の保護に関する条例(第2
		章、第3章)
関連する法令	•	種の保存法
管理の枠組	•	環境省希少野生動植物種保存基本方針
	•	岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例
	•	岩手県希少野生動植物の保護に関する条例

自然:	2-5		
区		分	自然
細	区	分	動植物
名		称	帝少動物 (鳥類)  写真提供者: 宮彰男氏 (上)・岩手県立博物館 (下)
所	在	地	_
学術	的価	値	・ 岩手県の希少野生動植物指定
概		要	岩手県内の指定希少動物(鳥類)として「岩手県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき99種が指定されている。

	このうち、県内の専門家により「釜石の生態系や文化を象徴
	する希少種、あるいは土地開発等の影響を受けやすく、今後の
	生息状況に注意が必要な種」として推薦された種は以下
	・タブノキ (希少種外、日本の分布北限)
	・ゴヨウザンヨウラク (A ランク、五葉山固有種)
	・スカシユリ (希少種外、釜石市の花)
	・ハマボウフウ (Bランク)
	・ミズアオイ (A ランク)
配慮すべき事項	・ 個体の取り扱いに関する規制や生息地の保護に関する規制
	などについて、岩手県希少野生動植物の保護に関する条例
	により定められている。
	・ 参照:岩手県希少野生動植物の保護に関する条例(第2
	章、第3章)
関連する法令	・ 種の保存法
管理の枠組	• 環境省希少野生動植物種保存基本方針
	・ 岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例
	<ul><li>岩手県希少野生動植物の保護に関する条例</li></ul>

自然 2-6	
区分	自然
細 区 分	動植物
	希少動物 (無脊椎動物)
名 称	
	※写真は入手次第追加
所 在 地	
学術的価値	・ 岩手県の希少野生動植物指定
概    要	岩手県内の指定希少動物(両生類)として「岩手県希少野生
	動植物の保護に関する条例」に基づき8種が指定されている。
	このうち、県内の専門家により「釜石の生態系や文化を象徴
	する希少種、あるいは土地開発等の影響を受けやすく、今後の
	生息状況に注意が必要な種」として推薦された種は以下。
	・キタスジエビ
	・アカテガニ
	・モクズガニ
	・アリアケモドキ
	<ul><li>アリアケモドキ (近似種)</li></ul>
	・サワガニ
	・ケフサイソガニ
配慮すべき事項	・ 個体の取り扱いに関する規制や生息地の保護に関する規制
	などについて、岩手県希少野生動植物の保護に関する条例
	により定められている。
	・ 参照:岩手県希少野生動植物の保護に関する条例(第2
	章、第3章)
関連する法令	・ 種の保存法
管理の枠組	• 環境省希少野生動植物種保存基本方針
	・ 岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例
	・ 岩手県希少野生動植物の保護に関する条例

自然 2-7       区     分       自然	
細 区 分 動植物	
新	
写真提供者:齋藤孝信氏	

所 在 地	_
学術的価値	・ 岩手県の希少野生動植物指定
概要	岩手県内の指定希少動物(淡水魚類・爬虫類)として「岩手
	県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき 20 種が指定さ
	れている。
	このうち、県内の専門家により「釜石の生態系や文化を象徴
	する希少種、あるいは土地開発等の影響を受けやすく、今後の
	生息状況に注意が必要な種」として推薦された種は以下。
	・マグロ (日本最大の遠洋まぐろはえ縄漁漁船を有する)
	・アユ(「清流めぐり利き鮎会」2016 グランプリ)
	・アカウミガメ
配慮すべき事項	・ 個体の取り扱いに関する規制や生息地の保護に関する規制
	などについて、岩手県希少野生動植物の保護に関する条例
	により定められている。
	・ 参照:岩手県希少野生動植物の保護に関する条例(第2
	章、第3章)
関連する法令	・ 種の保存法
管理の枠組	• 環境省希少野生動植物種保存基本方針
	・ 岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例
	<ul><li>岩手県希少野生動植物の保護に関する条例</li></ul>

自然 2	-8		
区		分	自然
細	区	分	動植物
			希少動物 (昆虫類)
名		称	写真提供者:岩手県立博物館
所	在	地	_
学術	的価	値	・ 岩手県の希少野生動植物指定
概		要	岩手県内の指定希少動物(昆虫類)として「岩手県希少野生 動植物の保護に関する条例」に基づき 233 種が指定されてい る。

	このうち、県内の専門家により「釜石の生態系や文化を象徴
	する希少種、あるいは土地開発等の影響を受けやすく、今後の
	生息状況に注意が必要な種」として推薦された種は以下。
	・ヒメギフチョウ(C ランク)
	・アオスジアゲハ (Dランク)
	・マダラヤンマ (B ランク)
	・カワラハンミョウ (A ランク)
	・ヒョウタンゴミムシ (D ランク)
配慮すべき事項	・ 個体の取り扱いに関する規制や生息地の保護に関する規制
	などについて、岩手県希少野生動植物の保護に関する条例
	により定められている。
	・ 参照:岩手県希少野生動植物の保護に関する条例(第2
	章、第3章)
関連する法令	・ 種の保存法
管理の枠組	• 環境省希少野生動植物種保存基本方針
	・ 岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例
	・ 岩手県希少野生動植物の保護に関する条例

自然	3-1		
区		分	自然
細	区	分	地形・地質
名		称	釜石鉱山 (かまいしこうざん) 写真提供者:釜石フォトライブラリー
所		地	甲子町第1地割
学術	所的 価	値	<ul><li>三陸ジオパーク ジオサイト</li></ul>
			· 経済産業省認定近代化産業遺産

概    要	釜石鉱山は、公儀御薬草御用の阿部友之進(将翁)により享
	保 12(1727)年に発見された鉄鉱山。その範囲は、釜石市と遠
	野市の境の山中に 10 キロ四方にわたる広大なものである。
	幕末、大島高任による大橋高炉の操業成功以来、約 160 年間
	国内最大の鉄鉱石採掘場として発展してきた。
	また、昭和20年代後半からは本格的に銅鉱石の採掘も行なっ
	ており、日本有数の銅鉱山でもある。現在は鉄鉱石、銅鉱石の
	採掘を終了し、鉱泉水仙人秘水の製造を行なっている。
	国登録有形文化財旧釜石鉱山事務所以外にも、旧機械工場
	(明治末~大正初)、選鉱場跡、桜山運鉱線軌道(大正初)、
	550m 坑道などの坑道および坑口といった産業に関する遺構や、
	社宅群を区画した石垣など鉱山集落に関する遺構が残ってい
	る。
	教育目的で実施される坑道見学会は、ガイドの実体験を聞き
	ながら鉱山内の見学が出来る。
配慮すべき事項	・ 著しい環境の改変につながるような動植物や岩石等の採取
	等の自然環境の破壊行為を行わないこと
関連する法令	・ ユネスコ世界ジオパーク運営指針基準
管理の枠組	・ 三陸ジオパーク基本計画

自須	自然 4-1		
区		分	自然
細	区	分	自然景観
名		称	甲子川 (かっしがわ) 写真提供者: 釜石フォトライブラリー
所	在 術的価	地 : 値	甲子町~大平町 ・ 岩手県自然環境保全指針「身近な自然」(水辺)
子概	עם נוע	」他 要 要	・ 石子県自然環境保室指針「昇近な自然」(水辺) 甲子川は、釜石市の片羽山にその源を発し、小川川等の支川
似		安	中子川は、金石市の万羽山にその原を発し、小川川等の文川 を合わせ、釜石市の市街地を東流し、釜石湾に注ぐ流域面積
			137.5 平方キロメートル、幹線流路延長 24.2 キロメートルの二
			級河川である。流域の土地利用は、河口から約4キロメートル

	の区間は市街地化が著しく、上流部は山地となっており、沿川
	には JR 釜石線が併走している。
	豊かな五葉山の恵みによりアユやヤマメなど渓流魚の生息す
	る川として釣り人に愛され、その支流は水質が良く、水生生物
	の宝庫として知られている。
配慮すべき事項	・ 野生生物の生息・生育の場であり、自然とふれあえる場で
	あることから、周辺も含めた環境の保全と再生及び適切な
	活用が望ましい。
	・ 湖沼、溜池、湿原などについては、周辺の樹林地の保全に
	よる水質の保全及び水量の確保が望ましい。
	・ 河川や水路などにおいては、緑の保全とともに野生生物の
	生息・生育環境の再生などが望ましい。
	・ 海岸部の中でも干潟については、野鳥をはじめ多様な野生
	生物が生息する場所であることから、積極的な保全が望ま
	しい。
	・ 参照「岩手県自然環境保全指針」P. 16
関連する法令	・ 河川法
管理の枠組	・ 岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例
	・ 岩手県流域基本計画「釜石・大槌地域流域ビジョン」
	· 岩手県自然環境保全指針
L	

自然 4-2	
区 分	自然
細 区 分	自然景観
名	小川川 (こがわがわ)         写真提供者:釜石フォトライブラリー
所 在 地	甲子町第1地割
学術的価値	<ul><li>・ 岩手県自然環境保全指針「身近な自然」(水辺)</li></ul>
概要	甲子川水系の二級河川。指定延長 7.1km。 小川川 (こがわがわ) 沿いと周辺一帯にソメイヨシノが咲き、市内でも花見の名所として知られている。また、市内有数のゲンジボタルの生息地でもある。
配慮すべき事項	<ul> <li>野生生物の生息・生育の場であり、自然とふれあえる場であることから、周辺も含めた環境の保全と再生及び適切な活用が望ましい。</li> <li>河川や水路などにおいては、緑の保全とともに野生生物の生息・生育環境の再生などが望ましい。</li> <li>参照「岩手県自然環境保全指針」P.16</li> </ul>
関連する法令管理の枠組	<ul><li>・ 河川法</li><li>・ 岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例</li><li>・ 岩手県流域基本計画「釜石・大槌地域流域ビジョン」</li><li>・ 岩手県自然環境保全指針</li></ul>

自然4	-3		
区		分	自然
細	区	分	自然景観
名		<b>称</b>	個人峠 (せんにんとうげ)  ***********************************
	在	地	甲子町第1地割
学術	的価		・ 岩手県自然環境保全指針「身近な自然」(みどり)
概		要	標高 887 メートルの、遠野と釜石の市境にある緑深き峠で、 新緑や紅葉の季節は特に美しい場所として知られている。ま た、銘水「仙人秘水」もここで生産されている。仙人峠の名前 の由来は、この峠には仙人が住んでいたなど、諸説がある。

	釜石と内陸とを結ぶ仙人峠は、急カーブ、急勾配が続く交通 の難所だった。しかし、新緑と紅葉のスポットとして知られて おり、毎年美しい色合いを見せてくれる絶好のドライブコース となっている。陸中大橋駅近くには、仙人峠をうたったとされ る宮沢賢治の詩碑が設置されている。
配慮すべき事項	<ul> <li>街角や建物周りのみどりは、街並みを景観的に和らげ緑陰の形成や緑のネットワーク形成などの機能を有することから、その保全、育成及び整備が望ましい。</li> <li>社寺林や屋敷林などのまとまりのある緑は線的な緑の多い市街地に景観的な核を形成すること、樹林と混在した田園などは原風景を感じさせる要素であること、丘陵地や自然草地などは豊かな自然との接点ともなることから、その維持が望ましい。</li> <li>都市公園、緑地、広場などは、緑陰、散策、休憩など憩いの場としての拠点となることから、更なる整備・充実が望ましい。</li> <li>参照「岩手県自然環境保全指針」P.16</li> </ul>
関連する法令 管理の枠組	• 岩手県自然環境保全指針

自然 4-4		
区	分	自然
細 区	分	自然景観
名	77	福祉の森児童遊園(ふくしのもりじどうゆうえん)
所 在	地	甲子町第1地割
学術的個	<b></b> 值	・ 岩手県自然環境保全指針「身近な自然」(みどり/水辺/レク)
概	要	福祉の森児童遊園は、地域の子どもたちの健全な遊び場とし
		て設置した児童遊園のひとつ。春は桜、秋は紅葉が見られる緑

	豊かな公園。野鳥観察にも最適で、定期的に野鳥の観察会が開
	催されている。
配慮すべき事項	・ 都市公園、緑地、広場などは、緑陰、散策、休憩など憩い
	の場としての拠点となることから、更なる整備・充実が望
	ましい。
	・ 野生生物の生息・生育の場であり、自然とふれあえる場で
	あることから、周辺も含めた環境の保全と再生及び適切な
	活用が望ましい。
	・ 河川や水路などにおいては、緑の保全とともに野生生物の
	生息・生育環境の再生などが望ましい。
	· 参照「岩手県自然環境保全指針」P.16
関連する法令	· 釜石市児童遊園条例
管理の枠組	• 岩手県自然環境保全指針

自然 4-5	
区分	自然
細 区 分	自然景観
名	大畑の不動滝 (おおはたのふどうたき)
所 在 地	甲子町第1地割
学術的価値	<ul><li>岩手県自然環境保全指針「身近な自然」(水辺)</li></ul>
概要	甲子川の支流に懸かる段瀑。落差 10m。 『日本滝名鑑 4000 滝』 (No. 214)、『続 日本の滝 200 選』 などの書籍にも掲載されている。
配慮すべき事項	<ul> <li>野生生物の生息・生育の場であり、自然とふれあえる場であることから、周辺も含めた環境の保全と再生及び適切な活用が望ましい。</li> <li>湖沼、溜池、湿原などについては、周辺の樹林地の保全による水質の保全及び水量の確保が望ましい。</li> <li>河川や水路などにおいては、緑の保全とともに野生生物の生息・生育環境の再生などが望ましい。</li> <li>参照「岩手県自然環境保全指針」P.16</li> </ul>
関連する法令	• 河川法
管理の枠組	• 岩手県自然環境保全指針

自然	4-6		
区		分	自然
細	区	分	自然景観
			日向ダム湖畔 (ひなただむこはん)
名		称	写真提供者:釜石フォトライブラリー
所	在	地	甲子町第1地割
学術	う的 価	i 値	・ 岩手県自然環境保全指針「身近な自然」(レク)
概		要	日向ダムは、下流でおこる洪水や台風水害の防止、正常な流水の確保による安定した取水量の供給、甲子川や小川川沿いの河川環境の保全などを目的として、甲子川水系小川川に建設された治水ダム。

甲子川に生息する在来魚のイワナやヤマメなどが、日向ダム の湖内でも見られる。しかし、数年前にブラックバスが捕獲さ れたことがあり、他の魚への影響が心配されている。 ダム周辺の山地ではケヤキやコナラ、アカマツなどの針葉樹 の群落が見られ、大型のワシやタカが飛んでいるところを確認 することができる。 また、ピクニック広場にはサクラやツツジなどが植樹されて おり春から夏にかけて彩り豊かな景色を楽しむことが出来る。 暖かくなるとカモシカが水浴びに現れることもある。 堤頂横には管理事務所とインフォメーションセンターがあ り、日向ダム建造の歴史や性能などについて閲覧することが出 来る。運動することのできる多目的広場もあり、湖横にあるピ クニック広場からは釣り場に行くことも出来る。展望台や下流 広場からは、ダム湖やダム堤体の姿を一望することが出来る。 小川温泉に通じる道としてふれあい大橋が架かっており、 美しい高欄パネルと共にダムの景観を眺めながら湖を渡ること が出来る。 ・ 地域での交流や家族・友人とのふれあい、自然とのふれあ 配慮すべき事項 いなどの場として重要であることから、基盤となる自然環 境の維持と修復及び安全快適な諸活動を行うための整備が 望ましい。また、活動の場と自然環境を保全する場の明確 な区分が望ましい。 参照「岩手県自然環境保全指針」P. 16 関連する法令 河川法 管理の枠組 ・ 特定多目的ダム法 岩手県自然環境保全指針

文化 1-1	
区 分 文化	
細区分有形遺産	<u> </u>
日金石鉱山事務所 (きゅうかまいしこうざんじむ)  「おります」	
所 在 地 甲子町第1地割	
所有者・保存団体 釜石市	
学 術 的 価 値 ・ 国登録有形文化財 (建造物)	
概 要 旧釜石鉱山事務所は昭和26(1951)年に日鉄鉱業	業株式会社釜
石鉱業所の総合事務所として建設された。	

Y	
	平成 19(2007)年まで釜石鉱山株式会社が事務所として使用
	してきたが、事務所移転に伴い、翌20(2008)年に市に寄贈さ
	れた。
	近年では希少となってきた型枠コンクリートブロック造の建
	造物で、昭和29(1954)年に西側は増築され、釜石鉱山の経営
	体制により、間仕切りなど内装は部分的に改変されているもの
	の、ほぼ創建時の姿を伝える建物である。
	平成 27(2005)年度に耐震補強及び大規模改修工事を行
	い、現在は近代製鉄発祥の地である大橋や釜石鉱山の歴史、採
	掘の方法、周辺の地質などを伝える展示施設として利用されて
	いる。
配慮すべき事項	・ 指定文化財の保存及び活用のため必要な措置について、釜
	石市文化財保護条例によって定めている。
	• 参照:釜石市文化財保護条例
関連する法令	· 文化財保護法
管理の枠組	• 岩手県文化財保護条例
	· 岩手県文化財保存活用大綱
	• 釜石市文化財保護条例

区 分 文化         細 区 分 有形遺産         アーチ橋梁 1号橋・2号橋(あーちきょうりょう いちごうきょう・にごうきょう)         事う・にごうきょう)         写真提供者:釜石市郷土資料館         所 在 地 甲子町第15 地割         所有者・保存団体	文化 1-2	
タ 本 本 中子爾梁 1号橋・2号橋 (あーちきょうりょう いちごうきょう・にごうきょう)	区分	文化
名 称	細 区 分	有形遺産
		アーチ橋梁 1号橋・2号橋(あーちきょうりょう いちごうきょう・にごうきょう)
	所 在 地	甲子町第 15 地割
	所有者・保存団体	

学術的価値	· 市指定有形文化財 (建造物)
概要	官営釜石製鉄所と大橋鉱山を結び鉄鉱山を輸送するための本
	線と、釜石製鉄所の高炉へ燃料の木炭を小川製炭所から輸送す
	るための小川支線は、明治7(1874)年、工部省鉄道寮お雇い
	英国人技師C・シェパードが計画立案し、翌年、鉄道寮お雇い
	英国人技師G・パーセル、鉱山寮釜石支庁主任毛利重輔らによ
	り日本で2番目の鉄道として着工され、明治13(1880)年2月
	17日に日本で3番目の鉄道として竣工した。
	鉱山寮釜石鉄道は、釜石港~大橋採鉱所間の本線 18km と、釜
	石から 4.4km の地点で分岐し小川山製炭所(木炭積所)までの
	4.9kmの支線、工場支線 3.3km、計 26.3km であった。
	アーチ橋梁は所謂カルバート(暗渠)で、工部省報告等で
	は橋梁して数えられていない橋であるが、鉄道用橋梁としてわ
	が国で最古級の遺構である。
配慮すべき事項	・ 指定文化財の保存及び活用のため必要な措置について、釜
	石市文化財保護条例によって定めている。
	· 参照:釜石市文化財保護条例
関連する法令	• 文化財保護法
管理の枠組	• 岩手県文化財保護条例
	• 岩手県文化財保存活用大綱
	· 釜石市文化財保護条例

文化 1-3	
区分	文化
細 区 分	有形遺産
名 称	徳治の碑(とくじのひ) 写真提供者:釜石市郷土資料館
所 在 地	大只越町 1-1-1
所有者・保存団体	明峰山石応禅寺
学術的価値	<ul><li>市指定有形文化財(考古資料)</li></ul>
概要	この碑は鎌倉時代の末、徳治3 (1308) 年に作成されたもので、昭和2 (1927) 年に石応禅寺の住職であった瀬川午朗師が、現在の児童公園山裾から発掘したものである。中世に作られたこのような碑を板碑といい、中央には阿弥陀如来を意味する梵字「キリーク」が刻まれている。この碑の形式は一関や江刺などの岩手県内陸部南部の影響を受けていると考えられ、県内沿岸で釜石より北にはこの板碑よ

	り古い年代の碑はなく、沿岸地方での板碑文化の伝播を知る上	
	で重要な碑である。	
配慮すべき事項	・ 指定文化財の保存及び活用のため必要な措置について、釜	
	石市文化財保護条例によって定めている。	
	· 参照:釜石市文化財保護条例	
関連する法令	• 文化財保護法	
管理の枠組	· 岩手県文化財保護条例	
	· 岩手県文化財保存活用大綱	
	· 釜石市文化財保護条例	

文化 1-4	
区分	文化
細 区 分	有形遺産
名称	聖観音銅像(せいかんのんどうぞう) 写真提供者:釜石市郷土資料館
所 在 地	大只越町 1-1-1
所有者・保存団体	明峰山石応禅寺
学術的価値	・ 市指定有形文化財(彫刻)
概要	この聖観音銅像は、気仙郡高田に生まれ9歳の時に釜石に移住した鈴木治兵衛直利が享保10年(西暦1725年)11月15日に石応禅寺に奉納したものである。 直利が仏道に帰依し陸奥、出羽二州、(現在の岩手、宮城、山形、福島)にわたって当時著名な66の寺院に観音像や、聖観音銅像7体及び経文(大乗妙典)の奉納にあたって、この聖観音銅像の台座にその寺院とその時の住職の名を刻み入れた。

	これによって、現在廃寺になっている寺院を含め、当時の主 な寺院の住職等を知ることができ、東北仏教史上得がたい文化	
	財である。	
配慮すべき事項	・ 指定文化財の保存及び活用のため必要な措置について、釜	
	石市文化財保護条例によって定めている。	
	· 参照:釜石市文化財保護条例	
関連する法令	· 文化財保護法	
管理の枠組	· 岩手県文化財保護条例	
	· 岩手県文化財保存活用大綱	
	• 釜石市文化財保護条例	

文化 1-5	
区分	文化
細 区 分	有形遺産
	<b>無仏</b> (かけぼとけ)
所 在 地	写真提供者:釜石市郷土資料館 野田町3丁目11-15
所有者・保存団体	野田武則
学術的価値	<ul><li>市指定有形文化財(工芸品)</li></ul>
概要	懸仏は、鎌倉時代から室町時代に最も盛んに製作された。こ
	の懸仏は記銘はないが、室町時代以前のものと思われる。
	野田家は、大永3年釜石野田に来住とあり、所伝として、ま
	た信仰としてもってきたものとみられ、「観音さま」といって
	いるが、肉盛の仏像の形から見て大日如来とも思われ、乾漆技
	法の懸仏は珍しく、貴重なものである。
配慮すべき事項	・ 指定文化財の保存及び活用のため必要な措置について、釜 石東文化財促講条例によって定めている
	石市文化財保護条例によって定めている。

	•	参照:釜石市文化財保護条例
関連する法令	•	文化財保護法
管理の枠組	•	岩手県文化財保護条例
	•	岩手県文化財保存活用大綱
	•	釜石市文化財保護条例

文化 1-6	
区分	文化
細 区 分	有形遺産
名称	<b>懸仏鉄造聖観音坐像</b> (かけぼとけてつぞうせいかんのんざぞう) 写真提供者:釜石市郷土資料館
所 在 地	甲子町第14地割地内
所有者・保存団体	佐々木佳津子
学術的価値	<ul><li>市指定有形文化財(工芸品)</li></ul>
概要	本懸仏は、鋳鉄製で縁取りをした鏡板に未敷蓮華(みふれんげ)持ち、蓮台に坐す聖観音像を陽鋳(ようちゅう)している一鋳品である。表面は平版で、裏面にひもをつける仕様になっている。ただし、2箇所あるうちの1箇所は破損している。昭和53年に火事により焼けたため現在は銀色に塗装しており、仏像部分は金色に塗装されている。室町時代後期の作とされる。市内にある鉄造の懸仏では本懸仏が一番古く、貴重なものといえる。
DL/版、)	石市文化財保護条例によって定めている。 ・ 参照:釜石市文化財保護条例
関連する法令	・文化財保護法

## 管理の枠組

- 岩手県文化財保護条例
- 岩手県文化財保存活用大綱
- 釜石市文化財保護条例

文化 1-7	
区分	文化
細 区 分	有形遺産
名称	整仏 (かけぼとけ) 写真提供者: 釜石市郷土資料館
所 在 地	大町3丁目1-14
所有者・保存団体	観音寺
学術的価値	・ 市指定有形文化財(工芸品)
概要	天台寺門宗に属する釜石の古刹大天山観音寺に伝わる梵天 (懸仏)である。円形の銅版に毛彫りで観音像が刻まれてあ り、紀年銘は「元禄六癸酉年十一月八日」「釜石村藤原大天山 観音寺寳全院」となっている。 様態は、懸仏を修験道で祈祷に用いる幣帛状に作られてお り、金箔がかけられている。 銘にある「寳全院」とは、観音寺七世権大僧都寳全院永源 (元禄12(1699)年・63歳で示寂)のことである。

配慮すべき事項	•	指定文化財の保存及び活用のため必要な措置について、釜
		石市文化財保護条例によって定めている。
		参照:釜石市文化財保護条例
関連する法令	•	文化財保護法
管理の枠組		岩手県文化財保護条例
		岩手県文化財保存活用大綱
	•	釜石市文化財保護条例

文化 1-8	
区分	文化
細 区 分	有形遺産
名 称	聚仏 (かけぼとけ) 写真提供者:釜石市郷土資料館
所 在 地	大渡町3丁目3-7
所有者・保存団体	鈴子陽一 大松ウオ形式 (大井 D)
学術的価値	・ 市指定有形文化財(工芸品)
機    要	様式及び寸法、紀年号とも大天山観音寺に所在するものと同様のよので、まだり始末が「三君士楽玉川日」工日・「公工社
	様のもので、ただし銘文は「元禄六癸酉八月十五日」「釜石村
	藤原谷(善か)行院」とある。
	鈴子家は観音寺同様の宗派であり修験道における同行でもあ スーサルでは著行院、
	る。世代では善行院、善学院等と称しているものが多い。
配慮すべき事項	・ 指定文化財の保存及び活用のため必要な措置について、釜
	石市文化財保護条例によって定めている。
	・ 参照:釜石市文化財保護条例

## 関連する法令 管理の枠組

- 文化財保護法
- 岩手県文化財保護条例
- 岩手県文化財保存活用大綱
- 釜石市文化財保護条例

文化 1-9	
区分	文化
細 区 分	有形遺産
名称	<b>尾崎神社の鋳鉄製宝剣</b> (おさきじんじゃのちゅうてつせいほうけん)  写真提供者: 釜石市郷土資料館
所 在 地	浜町3丁目23-27
所有者・保存団体	尾崎神社
学術的価値	・ 市指定有形文化財(工芸品)
概	安政4 (1857)年、盛岡藩士大島高任が大槌通甲子村大橋(現: 釜石市甲子町大橋)で日本初の洋式高炉建設に成功した。当時の たたら製鉄と違い連続出銑を可能とした点で、大きな技術革新 となった。 大橋鉄鉱山の出資は山田の貫洞瀬左衛門と大槌の小川惣右 衛門、久慈の中野作右衛門によったが、安政6年には御手行(藩 営)となり、万延元年には貫洞はお役御免になる。 日本初の高炉法による出銑に成功した大橋鉄鉱山で製作さ れた奉剣であり、その稼動者たちの名が陽鋳されている点から

	も、製鉄史上重要且つ画期的成功を証明する歴史遺産として貴
	重である。
配慮すべき事項	・ 指定文化財の保存及び活用のため必要な措置について、釜
	石市文化財保護条例によって定めている。
	· 参照:釜石市文化財保護条例
関連する法令	・ 文化財保護法
管理の枠組	· 岩手県文化財保護条例
	· 岩手県文化財保存活用大綱
	• 釜石市文化財保護条例

文化 1-10	
区 分	文化
細 区 分	有形遺産
名称	尾崎神社の鋳鉄製扁額(おさきじんじゃのちゅうてつせいへんがく)  「写真提供者:釜石市郷土資料館
	X. III 7 7 7 1 00 07
所 在 地	浜町3丁目23-27
所有者・保存団体	尾崎神社
学術的価値 概要	・ 市指定有形文化財(工芸品) 尾崎神社の鋳鉄製扁額は中央に「尾崎社」、左側2行に「慶 応元年八月橋野鉄鉱山」と陽鋳ようちゅう(浮彫りに鋳出され たもの)されている。 尾崎神社遥拝殿の鋳鉄製扁額は、橋野鉄鉱山の高炉完成初期 に「橋野鉄鉱山」で製作されたと推察される市内において古い 扁額の一つである。 戦争時の金属供給をしのぎ現代に残る貴重な扁額である。 ・ 指定文化財の保存及び活用のため必要な措置について、釜 石市文化財保護条例によって定めている。
	· 参照:釜石市文化財保護条例
関連する法令	· 文化財保護法

## 管理の枠組

- 岩手県文化財保護条例
- 岩手県文化財保存活用大綱
- 釜石市文化財保護条例

文化 1-11	
区分	文化
細 区 分	有形遺産
名	正一位尾崎大明神扁額(しょういちいおさきだいみょうじんへんがく)
所 在 地	浜町3丁目23-27
所有者・保存団体	尾崎神社
学術的価値	· 市指定有形文化財 (書跡)
概要	尾崎神社は日本武尊を祭神とする古社で、源頼朝が奥州制圧 後、宮古から当地方までの領主であった閉伊頼基がこの古社を 信仰し、没後古社にその亡骸を葬った。 享保4年(1719)に「大明神」の神号宣旨があり、寛政11年 (1799)には朝廷から正一位の御神階を賜った。その折に、園

	城寺 151 代長吏であり、京都聖護院門跡の盈仁二品親王染筆の
	神号扁額を賜ったものである。
配慮すべき事項	・ 指定文化財の保存及び活用のため必要な措置について、釜
	石市文化財保護条例によって定めている。
	· 参照:釜石市文化財保護条例
関連する法令	・文化財保護法
管理の枠組	· 岩手県文化財保護条例
	· 岩手県文化財保存活用大綱
	• 釜石市文化財保護条例

文化 1-12	
区分	文化
細 区 分	有形遺産
名称	釜石製鐵所山神社扁額(かまいしせいてつしょさんじんじゃへんがく) 写真提供者:釜石市郷土資料館
所 在 地	桜木町1丁目5-1
所有者・保存団体	日本製鉄東日本製鉄所
学術的価値	<ul><li>市指定有形文化財(工芸品)</li></ul>
概要	官営釜石製鉄所の廃止に伴う払下を受けた田中長兵衛は、横山久太郎の提言により製鉄業を釜石で開始し、明治20(1886)年釜石鉱山田中製鐵所を設立した。明治23(1890)年の大阪砲兵工廠の実験で品質的にはイタリアのグレゴリー銑などの劣らないとの結果を得(大蔵省1892)、更なる拡張を目指していた。そのような中、東京帝国大学教授兼農商務省技師の野呂景義による官営時代の25 t 高炉の改修提案を田中は賛同し、明治27年その改修に成功した。本資料はその時の初湯銑を鋳造し作成されたものである。
配慮すべき事項	・ 指定文化財の保存及び活用のため必要な措置について、釜
	石市文化財保護条例によって定めている。 ・ 参照:釜石市文化財保護条例
関連する法令	• 文化財保護法
管理の枠組	· 岩手県文化財保護条例
	· 岩手県文化財保存活用大綱
	· 釜石市文化財保護条例

文化 1-13	
区 分	文化
細 区 分	有形遺産
名称	刀 銘「新藤源義國」(かたな めい しんとうみなもとのよしくに)
所 在 地	上中島町1丁目3-14
所有者・保存団体	板澤利幸
学術的価値	· 県指定有形文化財(工芸品)
概要	長さ68.3 センチ、反り2.0 センチ、鎬造、庵棟、身幅尋常で、先は中切先、反りは普通である。地は大板目で、太く肌立ち、小杢目交じり、鎬筋よりに沸映りがかかる。 刃は小沸出来の広直刃で、刃縁はほつれる。切先の刃は、はきかけて小丸で、小返りである。 茎は生ぶ、目釘孔1個、指表の鎬地に太鏨で「新藤源義國」と銘をきる。 制作は、江戸時代の中期、新藤義國の作である。新藤家二代目の義國は、作例が少ない。本刀は、姿よろしく、地刃ともに健全で、代表作である。義國は、元禄12年(1699)に家督をつぎ、享保15年(1730)没しているが、年紀作品を見ない。
配慮すべき事項	・ 指定文化財の保存及び活用のため必要な措置について、釜
	石市文化財保護条例によって定めている。
	· 参照:釜石市文化財保護条例
関連する法令	• 文化財保護法
管理の枠組	· 岩手県文化財保護条例

- 岩手県文化財保存活用大綱
- 釜石市文化財保護条例

文化 1-14	
区 分	文化
細 区 分	有形遺産
名称	脇差 銘 應貫洞長章需盛岡住山内國多以巖鉄造之萬延元年二月日(わきざし めい かんどうながあきらのじゅにおうじもりおかじゅうやまうちくにたがんてつをもってこれをつくるまんえんまんえんがんねんにがつひ)
所 在 地	上中島町1丁目3-14
所有者・保存団体	板澤永博
学術的価値	· 市指定有形文化財(工芸品)
概要	この脇差は、山田の貫洞長章が洋式高炉出銑の鉄を原料にして、盛岡の刀工山内藤原国多に鍛えさせた自身の差料で、重要な点は「応貫洞長章需盛岡住山内国多以厳鉄造之蔓延元年二月日」の添銘である。「以厳鉄造之」とは注文主の貫洞からみて、大橋高炉出銑の鉄であることが知れ、近代製鉄産業史上極めて重要とされている。県内に保存されている、同工作品9振のうち製作年代が最も古く、かつ保存状態がよく、製作も同工中の白眉である。
配慮すべき事項	・ 指定文化財の保存及び活用のため必要な措置について、釜
	石市文化財保護条例によって定めている。 ・ 参照:釜石市文化財保護条例
関連する法令	・文化財保護法
管理の枠組	· 岩手県文化財保護条例

- 岩手県文化財保存活用大綱
- 釜石市文化財保護条例

文化 1-15	
区分	文化
細 区 分	有形遺産
名称	脇差 銘 奥刕南部栗林住神清照 (わきざし めい おうしゅうなんぶくりばやしじゅうかみきよてる) 写真提供者:釜石市郷土資料館
所 在 地	中妻町1丁目15-17
所有者・保存団体	澤田佳子
学術的価値	· 市指定有形文化財(工芸品)
概要	南部藩鉄山開発年表には、寛文3年(西暦1663年)遠野通栗林 鉄山の記事がありまた享保年間栗林神の前で「ほど」(火床)を 用い延鉄を精錬した記録がある。 鉄の産地には刀工が移住してくるが、この脇差は、奥刕南部 栗林住神清照と記銘があることから、釜石地方での刀工を知る 上に貴重な資料で、脇差としても県内で経眼する唯一のもので ある。
配慮すべき事項	<ul><li>・ 指定文化財の保存及び活用のため必要な措置について、釜 石市文化財保護条例によって定めている。</li><li>・ 参照:釜石市文化財保護条例</li></ul>
関連する法令 管理の枠組	<ul><li>・ 文化財保護法</li><li>・ 岩手県文化財保護条例</li><li>・ 岩手県文化財保存活用大綱</li><li>・ 釜石市文化財保護条例</li></ul>

文化 1-16	
区 分	文化
細 区 分	有形遺産
名称	## (せばぬの)  写真提供者:釜石市郷土資料館
所 在 地	大字平田第6地割35
所有者・保存団体	久保省一郎
学術的価値	· 市指定有形文化財(工芸品)
概要	久保家に保存されているが、その経緯は不明である。 「細布」はもと南部藩領であった鹿角地方の名産で、古くから 書かれて有名となっている。 この麻布に書かれた「錦木由来」は、細布を織る長者の娘 と、錦木柴を売る青年の悲恋物 語で、「錦木塚」は、今も秋田 県の十和田町にある。細布についているコヨリの「与治右衛 門」は佐野与治右衛門かは不明であるが、この細布は盛岡資料 館のも のより優美で、木綿以前の生活衣料史や民俗資料として も貴重なものである。
配慮すべき事項	<ul><li>・ 指定文化財の保存及び活用のため必要な措置について、釜 石市文化財保護条例によって定めている。</li><li>・ 参照:釜石市文化財保護条例</li></ul>
関連する法令 管理の枠組	<ul><li>・ 文化財保護法</li><li>・ 岩手県文化財保護条例</li><li>・ 岩手県文化財保存活用大綱</li><li>・ 釜石市文化財保護条例</li></ul>

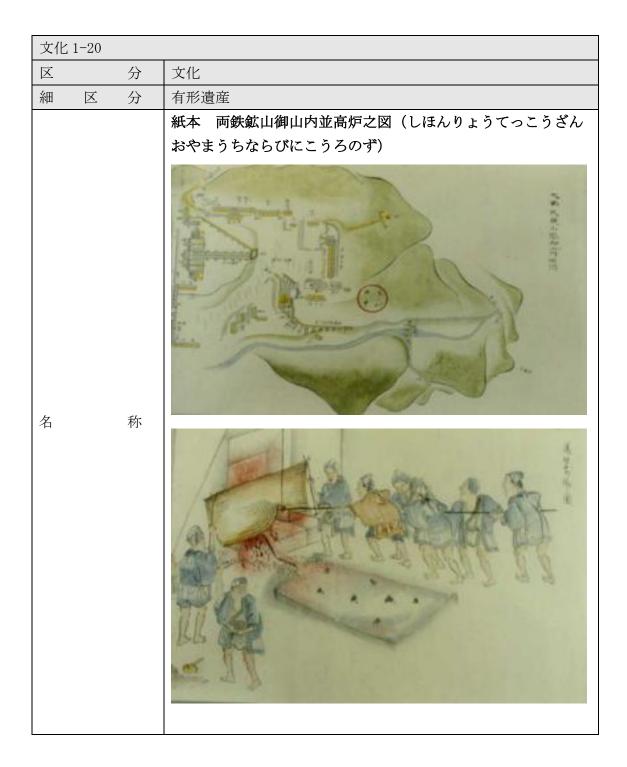
文化 1-17	
区分	文化
細 区 分	有形遺産
<u>超 区 分</u>	<ul><li>金石新道図 (かまいししんどうず)</li></ul>
所 在 地	写真提供者:釜石市郷土資料館 鈴子町15番2
所有者・保存団体	釜石市郷土資料館
学術的価値	· 市指定有形文化財(古文書)
概要	釜石の富豪佐野与治右衛門は、釜石から遠野への路を、仙人 峠の難路を避けるため、文政5年藩に上申し1年で小川新道を つくった。その道のりは、52里4丁49間で、仙人峠越えより 17里余り短距離であった。しかし、荷振り銭などで生活する甲 子村の人々に大きな影響を与え強く反対された。 この新道の跡は今も確認できるが、絵図面は「小川新道」 「仙人道」の道程と道路各地の地名を知る上でも唯一の資料で ある。
配慮すべき事項	<ul><li>・ 指定文化財の保存及び活用のため必要な措置について、釜 石市文化財保護条例によって定めている。</li><li>・ 参照:釜石市文化財保護条例</li></ul>
関連する法令 管理の枠組	<ul><li>・ 文化財保護法</li><li>・ 岩手県文化財保護条例</li><li>・ 岩手県文化財保存活用大綱</li><li>・ 釜石市文化財保護条例</li></ul>

文化 1-18		
区	分	文化
細 区	分	有形遺産
		南部領平田村仙台領唐丹村境絵図(なんぶりょうへいたむらせんだいりょうとうにむらさかいえず)
名	称	

	写真提供者:釜石市郷土資料館
所 在 地	大字平田第6地割35
所有者·保存団体	久保省一郎
学術的価値	• 市指定有形文化財(古文書)
概    要	久保家は、平田村の肝いりをした家柄で、この境絵図には元
	禄14年の年号が記されている。
	元禄 14 年 4 月の絵図面は、南部、仙台両藩が境を改め、絵図
	面を取替えし、唐丹村側を書いたもので、元禄14年7月の絵図
	面は、平田側を書いており、両方とも、藩境の山や海辺の地
	名、境の印などが明記され、藩境の様子や地名(山地名)を知
	る上で貴重なものである。
配慮すべき事項	・ 指定文化財の保存及び活用のため必要な措置について、釜
	石市文化財保護条例によって定めている。
	• 参照:釜石市文化財保護条例
関連する法令	• 文化財保護法
管理の枠組	• 岩手県文化財保護条例
	• 岩手県文化財保存活用大綱
	• 釜石市文化財保護条例

文化 1-19		
区	分	文化
細 区	分	有形遺産
細区	分	有形遺産 文政13年石応寺境内図及び幕末ころの釜石湊絵図(ぶんせい じゅうさんねんせきおうじけいだいずおよびばくまつのころの かまいしみなとえず)
名	称	

	写真提供者:釜石市郷土資料館
所 在 地	大平町3丁目12-7
所有者·保存団体	釜石市立鉄の歴史館
学術的価値	• 市指定有形文化財(古文書)
概要	石応禅寺に所蔵されている図で、境内図には当時の石応寺伽
	藍を中心に周囲の山川、町並みを色彩で描写し、所要の箇所に
	説明注記している。
	石応寺は享保年間にも火災で焼失し、その後再建された姿と
	考えられる。梵刹半空にそびえ、寛政年間の大工事なりと石碑
	に伝えてある。図の上部にこの絵図 作成と関係者の名前が書い
	てあり、当時の石応寺境内と周囲の地形と併せて住職、肝い
	り、老名の名を知る上に貴重な資料である。
	釜石湊絵図は、大きく蛇行する大渡川、長い砂浜、十分一役
	場、石応寺、女坂等の浜街道、釜石街道など大分詳しく当時の
	釜石の様子が描かれている。
	制作年代その他の注記はないが、三閉伊路程記(文化文政頃)
	の記録等に近く、これ以降の制作と思われる。当時の様子を知
	る上に、また釜石村の変遷を示す貴重な資料である。
配慮すべき事項	・ 指定文化財の保存及び活用のため必要な措置について、釜
	石市文化財保護条例によって定めている。
	• 参照:釜石市文化財保護条例
関連する法令	• 文化財保護法
管理の枠組	• 岩手県文化財保護条例
	• 岩手県文化財保存活用大綱
	• 釜石市文化財保護条例





文化 1-21	
区分	文化
細 区 分	有形遺産
名称	大橋磁石岩絵図(おおはしじしゃくいわえず)
所 在 地	野田町3丁目11-15
所有者・保存団体	野田武則
学術的価値	<ul><li>市指定有形文化財(歴史資料)</li></ul>
概要	本磁石岩絵図は、野田家に所蔵されているもので、野田家が 文化 10 年 (1813) 御山奉行小川清六一行を甲子村大橋磁石岩調 査に立ち合い、案内などを行なったことを示す資料である。そ の内容は、磁石岩の形状と計測地、ひさご沢、周辺の峯々や大 橋地区の状況、調査関係者名などが書き込まれており、鉄鉱山 関係資料として欠かせないものであると同時に、この磁石岩は 今日では崩落で失ってしまいみることができない。このことか ら所伝内容共に貴重なものである。 なお、甲子村大橋地区は、享保 12 年 (1727) 阿部友之進によ って、磁鉄鉱石が発見された地域である。
配慮すべき事項	<ul><li>・ 指定文化財の保存及び活用のため必要な措置について、釜 石市文化財保護条例によって定めている。</li><li>・ 参照:釜石市文化財保護条例</li></ul>

## 関連する法令 管理の枠組

- 文化財保護法
- 岩手県文化財保護条例
- 岩手県文化財保存活用大綱
- 釜石市文化財保護条例

文化 1-22	
区 分	文化
細 区 分	有形遺産
名称	銀冶神掛図(かじがみかけず)
所 在 地	大只越町1丁目9-1
所有者・保存団体	山﨑倫昭
学術的価値	· 市指定有形民俗文化財
概要	本鍛冶神掛図は、三宝荒神像を中央上段に、その下には鍛冶場で働く鬼の様子が描かれ、その鬼の背後に幟が立ち、この幟には中央始め四方を守護する諸尊の梵字が印されている。このような図柄はあまり類例はなく、当掛図の特徴といえる。 本鍛冶神掛図の製作年代は江戸前期頃とみられ、他に所蔵するマイリの仏及びオシラサマと共に行なう山﨑家の「ゴヒ(御日)」と称する伝統行事と併せて貴重なものである。
配慮すべき事項	<ul><li>・ 指定文化財の保存及び活用のため必要な措置について、釜 石市文化財保護条例によって定めている。</li><li>・ 参照:釜石市文化財保護条例</li></ul>

## 関連する法令 管理の枠組

- 文化財保護法
- 岩手県文化財保護条例
- 岩手県文化財保存活用大綱
- 釜石市文化財保護条例

文化 1-23	
区 分 文化	
細 区 分 有形遺産	
A   本   本   本   本   本   本   本   本   本	
写真提供者:釜石市郷土資料館	
所 在 地 甲子町7-108-16	
所有者·保存団体 金野伊勢次郎	
学術的価値 ・ 市指定有形民俗文化財	
概 要 オシラサマは、東北地方に古くからある民間信仰で、金野家	
では養蚕と目の神様として信仰している。	
縁日は旧10月15日で座敷に飾り、ごちそうを供え、近所親	
類の人たちもお参りする。その日は新しい衣裳を頭部から1枚 重ね着にするので、下の布ほど古く、縁日を俗に御日といい、	•
単独看にするので、下の布はと古く、縁日を俗に御日といい、 前主人の命日で昔から主人の逝去によって変わる習わしがあ	
間主人の即立で自かり主人の <u></u>	
ついまで	ゖ
マであり、箱崎地区の民俗資料として重要なものである。	
配慮すべき事項 ・ 指定文化財の保存及び活用のため必要な措置について、釜	
石市文化財保護条例によって定めている。	
• 参照:釜石市文化財保護条例	
関連する法令 ・ 文化財保護法	

管理の枠組
-------

- 岩手県文化財保護条例
- 岩手県文化財保存活用大綱
- 釜石市文化財保護条例

文化 1-24	
区分	文化
細 区 分	有形遺産
名称	定内の一里塚(さだないのいちりづか)
	写真提供者:釜石市郷土資料館
所 在 地	野田町1丁目3-14
所有者・保存団体	野田タツヱ
学術的価値	• 市指定史跡
概要	この塚は、旧釜石街道沿いにあり、ほぼ構築当初の原型を留
	めており、付近には宿駅甲子町があり、江戸時代初期から町並
	みが整備されていた。「三閉伊道中図」にも記載されている。
	饅頭型で、南北2個が一対になっている。
配慮すべき事項	・ 指定文化財の保存及び活用のため必要な措置について、釜
	石市文化財保護条例によって定めている。
	<ul><li>参照:釜石市文化財保護条例</li></ul>
関連する法令	・文化財保護法
管理の枠組	· 岩手県文化財保護条例
	· 岩手県文化財保存活用大綱
	· 釜石市文化財保護条例

文化 1-25	
区分	文化
細 区 分	有形遺産
名称	女坂の一里塚 (めさかのいちりづか) 写真提供者:釜石市郷土資料館
所 在 地	大字平田第3地割60-1
所有者・保存団体	久保省一郎
学術的価値	· 市指定史跡
概    要	この一里塚は、釜石から平田、唐丹、仙台へ通じる浜街道の
	交通の要衝にある。この塚も保存状態がよく、構築当初の原型
	を保っていると思われる。東西2個が一対になっている。東塚
	の上にある松は、樹齢2百年以上を推定される。
配慮すべき事項	・ 指定文化財の保存及び活用のため必要な措置について、釜
	石市文化財保護条例によって定めている。
	· 参照:釜石市文化財保護条例
関連する法令	<ul><li>文化財保護法</li></ul>
管理の枠組	· 岩手県文化財保護条例
	· 岩手県文化財保存活用大綱
	· 釜石市文化財保護条例

文化 1-26	
区分	文化
細 区 分	有形遺産
名称	安坂石の証文 殺生禁断の碑 (めさかいしのしょうもん せっしょうきんだんのひ) 写真提供者: 釜石市郷土資料館
所 在 地	大字釜石第16地割131
所有者·保存団体	嬉石共有会
学術的価値	・ 市指定史跡
概要	享和2年(西暦1802年)、釜石村の豪商で肝いりの佐野忠兵衛が、嬉石山部落民の生活を助けるため、嬉石山と船揚場を永代無償で部落民に与えた。部落民は深くその恩恵に感謝し、毎年正月礼銭を贈ろうとしたが、忠兵衛は固辞し部落の人達が謝礼を表そうとする気持ちがあるなら、今後正月16日と盆の16日を殺生禁断の日と定め、一切の出漁を休み、生類を憐れみ功徳するようにさとした。部落民は喜んで子々孫々まできっと守ら

	せると誓い、このことを碑に刻んだ。これが俗に石の証文とい
	われる由来である。
配慮すべき事項	・ 指定文化財の保存及び活用のため必要な措置について、釜
	石市文化財保護条例によって定めている。
	· 参照:釜石市文化財保護条例
関連する法令	· 文化財保護法
管理の枠組	• 岩手県文化財保護条例
	· 岩手県文化財保存活用大綱
	• 釜石市文化財保護条例

文化 1-27	
区分	文化
細 区 分	有形遺産
名称	平田御番所跡(へいたごばんしょあと)
	写真提供者:釜石市郷土資料館
所 在 地	大字平田第3地割13
所有者・保存団体	石田雅人
学術的価値	・ 市指定史跡
概要	番所には「御境番所と、領内要所に置く「物留番所」がある。平田から石塚峠を越えて本郷に通じる旧道は古い時代から 浜街道と称して、沿岸を結ぶ重要な交通路であった。 この御境番所跡は、近世幕藩体制が成立する江戸初期、東 北地方でしのぎをけずっていた南部、伊達両藩の境界が確定さ れた後、南部藩において伊達領に通じるこの地に番所を設け、 兵馬を常置して、通行人の取締りや、藩境の巡視警備にあたっ た。
配慮すべき事項	<ul><li>指定文化財の保存及び活用のため必要な措置について、釜 石市文化財保護条例によって定めている。</li><li>参照:釜石市文化財保護条例</li></ul>
関連する法令 管理の枠組	<ul><li>・ 文化財保護法</li><li>・ 岩手県文化財保護条例</li><li>・ 岩手県文化財保存活用大綱</li></ul>

• 釜石市文化財保護条例

文化	2-1		
区		分	文化
細	区	分	無形遺産
A	区	分	無形遺産 南部藩壽松院年行司支配太神楽(なんぶはんじゅしょういんねんぎょうじしはいだいかぐら)
			写真提供者:写真家hana氏
所	在	地	只越町
所有	者・保る	字団体	南部藩壽松院年行司支配太神楽
学徘	前的 価	i 値	· 県指定無形民俗文化財

概要	南部藩壽松院年行司支配太神楽(以下、年行司太神楽とい
	う) は、元禄 12 年(1699)に釜石の守護神である尾崎大明神(現
	在の尾崎神社)の遥拝所が建立されるさい、南部藩の御給人で
	あった佐野家(屋号は鈴屋という)の夫人が御神体を安置する
	六角大神輿を寄進したことから、盛岡藩の芸能集団である七軒
	丁から伊勢太神楽を習って御神体の御供として奉納したもので
	ある。その際、盛岡藩の修験を地域単位で管理する年行事のう
	ち閉伊郡を担当していた壽松院(盛岡において竹川稲荷の別当
	を勤めていた)によって、御神体を警護する年行司に任ぜられ
	たといわれている。
	七軒丁の活動が途絶えてしまった現在、年行司太神楽は七軒
	丁の実態をしのばせる、生きた痕跡として貴重であり、藩政期
	における芸能に迫る手がかりとなるものである。
	年行司太神楽は今日でも釜石三社といわれる釜石総鎮守八雲
	神社・尾崎神社・綿津見神社の祭典において、いずれも守護役
	として御神体が渡御するさい最前列に位置して露払いを勤めて
	おり、また、20年に1度の伊勢神宮式年遷宮でも奉納してい
	る。さまざまな芸能が伝承されている釜石市内でも、年行司太
	神楽は、歴史に支えられた由緒と格式を誇る団体として群を抜
	いている。
	盛岡藩の芸能集団である七軒丁から伝承された年行司太神楽
	は、太神楽の変遷の過程を示すものとして貴重であり、また、
	各社の祭典において先導する役割や家々の悪魔祓いを担当する
	役割を担っている。 
配慮すべき事項	・ 指定文化財の保存及び活用のため必要な措置について、釜
	石市文化財保護条例によって定めている。
	・ 参照:釜石市文化財保護条例
関連する法令	・ 文化財保護法
管理の枠組 	· 岩手県文化財保護条例
	• 岩手県文化財保存活用大綱
	· 釜石市文化財保護条例

文化 2-2	
区分	文化
細 区 分	無形遺産
名称	東前太神楽 (ひがしまえだいかぐら)         写真提供者: 写真家hana氏
所 在 地	東前町
所有者・保存団体	東前青年会
学術的価値	• 市指定無形民俗文化財
概要	天明3年(1783年)以降に奉納されたと言われている。演目は、通り舞、獅子舞、狂い獅子の東前太神楽に加え、子ども達で構成される東前七福神も一緒に披露されることが多く、活動は活発である。太神楽の演目の中に七福神を加えているケースは市内では他に無く、後世に引き継ぐべき貴重な文化財である。
配慮すべき事項	<ul><li>・ 指定文化財の保存及び活用のため必要な措置について、釜 石市文化財保護条例によって定めている。</li><li>・ 参照:釜石市文化財保護条例</li></ul>
関連する法令	• 文化財保護法
管理の枠組	· 岩手県文化財保護条例
	・ 岩手県文化財保存活用大綱
	• 釜石市文化財保護条例





写真提供者:釜石光陽写真

所 在 地	浜町3丁目
所有者・保存団体	錦町青年会
学術的価値	• 市指定無形民俗文化財
概要	錦町虎舞は、門前虎舞と称したが町名の変更により錦町とな
	り、現在は浜町3丁目となっているが、前町名のまま「錦町虎
	舞」と呼称している。
	虎頭も古昔は権現頭を虎様に彫刻したものを使用していた
	が、大正期に門前居住の藤沢高一氏により工夫製作された張り
	子製となりよりリアルなものに変化し、軽くて自由に虎頭を動
	かせることにより、舞が活発勇壮に踊るようになったと同町の
	虎舞の長老故澤田長助氏は語っていた。
	舞歴としては、毎年10月の尾崎祭、6月の綿津見祭の祭礼供
	奉の他、各種芸能大会で披露されている。
	錦町虎舞は市内虎舞団体の中でも重厚で内容豊かな代表的団
	体といわれている。その他として刺鳥舞、狐獲り、おかめ漫
	才、御祝、甚句等も伝承されていた。
配慮すべき事項	・ 指定文化財の保存及び活用のため必要な措置について、釜
	石市文化財保護条例によって定めている。
	· 参照:釜石市文化財保護条例
関連する法令	・文化財保護法
管理の枠組	· 岩手県文化財保護条例
	· 岩手県文化財保存活用大綱

• 釜石市文化財保護条例

文化 2-4	文化 2-4		
区	分	文化	
細 区	分	無形遺産	
名	称	尾崎町虎舞 (おさきちょうとらまい)	
石	<del>የ</del> ያኑ	写真提供者:写真家hana氏	
所 在	地	浜町2丁目	
所有者・保	 存団体	尾崎青友会	
学術的個		· 市指定無形民俗文化財	
概	要	尾崎町虎舞は、尾崎町の町名を称しているが、元は台村と言われ現在は浜町2丁目に伝わる「尾崎虎舞」が前身である。	

r	
	山田方面の大沢虎舞の流れと言われ、「松倉虎舞」に始まる
	と伝えられている。松倉虎舞は、江戸時代の元禄 14 年(1701)
	に甲子町立後に駅場として、交易の賑繁時に盛岡の七軒町(現
	西仙北町1丁目)から芸能者の来訪により「松倉大神楽」が伝
	承されたと同期頃、前述の「大沢虎舞」から伝授されたといわ
	れている。それだけに「尾崎町虎舞」は「錦町虎舞」とは凡そ
	数年後に伝承された伝統を持つと考えられる。
	この地域は、特に漁師町から、勢のよい浜っ子の気風が威勢
	のよい独特な囃子と虎の雄雄しさを特徴として発揮されてい
	る。他に龍虎舞、刺鳥舞なども受け継がれている。
配慮すべき事項	・ 指定文化財の保存及び活用のため必要な措置について、釜
	石市文化財保護条例によって定めている。
	· 参照:釜石市文化財保護条例
関連する法令	・文化財保護法
管理の枠組	· 岩手県文化財保護条例
	· 岩手県文化財保存活用大綱
	· 釜石市文化財保護条例

文化 2-5	文化 2-5			
区	分	文化		
細区	分	無形遺産		
名	称	小川鹿踊(こがわししおどり)		
11	1/2)	写真提供者:写真家hana氏		
所 在	地	甲子町15-37-1		
所有者 • ⁄	保存団体	小川鹿踊保存会		
学術的	価 値	· 市指定無形民俗文化財		
概	要	明治 15 年から 16 年に甲子村社(洞泉神社)の祭典の際、小		
		川集落には特別な芸能が無いために下回り役ばかりさせられて		

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	いることに苦慮し、以前から交流のあった遠野郷上郷村火尻
	(森の下)集落に伝えられている鹿踊の習得のため三名の若者
	を派遣し6ヶ月間農作業を手伝う傍らそれぞれ笛、太鼓、踊の
	習得に励み小川に持ち帰りその後小川集落の若者達が集まり集
	落ぐるみの練習に取り組み現在まで継承されている。
	小川鹿踊は優雅な中に野に遊ぶ鹿達の姿が表現され当時この
	集落にも多く生息していたという鹿と住民との結びつきを伺う
	ことが出来る。
配慮すべき事項	・ 指定文化財の保存及び活用のため必要な措置について、釜
	石市文化財保護条例によって定めている。
	· 参照:釜石市文化財保護条例
関連する法令	・ 文化財保護法
管理の枠組	· 岩手県文化財保護条例
	· 岩手県文化財保存活用大綱
	· 釜石市文化財保護条例

文化 3-1		
区	分	文化
細 区	分	文化的景観
名	<b>.</b>	橋野鉄鉱山歴史景観地区・橋野鉄鉱山歴史景観調和地区 (はしのてっこうざんれきしけいかんちく・はしのてっこうざんれきしけいかんちょうわちく)
= +	Life	写真提供者:釜石フォトライブラリー
所 在	地	橋野町青ノ木
学術的		・ 釜石市特定景観地域
概	要	「釜石市景観計画」では、卓越した歴史的景観と重要な自然 景観を持つ橋野町青ノ木地区に、その文化的な価値を保全・管理するとともに、その魅力を一層高めていく観点を踏まえ、特定景観地域を定めている。その範囲は、ユネスコ世界遺産構成資産の橋野鉄鉱山(橋野高炉跡及び関連遺跡)の保護のために必要な範囲として、当該資産からおおむね見渡せる範囲であって、地形や樹種等を勘案して設定する範囲としている。  ① 橋野鉄鉱山歴史景観地区世界に誇れる歴史的な文化的景観と評価される産業遺跡が現存し、育まれてきた景観を保全する地域 ② 橋野鉄鉱山歴史景観調和地区

	橋野鉄鉱山歴史景観地区の遺産群とともに、良好な状態で 保存すべき地域
	橋野町青ノ木地区は長い年月、林業を中心とした産業を営むなかで、周辺の森林エリアは遺跡エリアとともに歴史的・文化的な景観を形成している。
配慮すべき事項	<ul> <li>一定規模以上の建築物や工作物の建築、開発行為など、景観に大きな影響があると考えられる行為について、配慮すべき事項を景観形成基準にて定めている。</li> <li>参照:釜石市景観計画(P.29-)</li> </ul>
関連する法令 管理の枠組	<ul><li>・ 景観法</li><li>・ 釜石市景観条例</li><li>・ 釜石市景観計画</li></ul>





<b>44</b> 4 1 _ 9			
社経 1-2			
区 /m		<u>分</u>	社会経済
細	区	分	施設
名		称	<ul><li>金石市郷土資料館(かまいししきょうどしりょうかん)</li><li>写真提供者:釜石観光物産協会</li></ul>
所	在	地	鈴子町22番1号 シープラザ釜石2階
概		要	釜石の自然、考古、民俗など様々な展示がなされており、釜
			石市について包括的に学び、知ることができる展示施設。
			収蔵品は約7,000点に及び、これらの資料をテーマ毎(かま
			いしの自然、かまいしの歴史・考古、かまいしの製鉄、かまい

	しの民俗(浜・里・山のくらし)、かまいしの郷土芸能、昭和
	のかまいし、戦災 (艦砲射撃関連資料を含む)、津波・震
	災)に分け、展示解説している。
関連URL	公式ホームページ
	https://www.city.kamaishi.iwate.jp/kyoudo/

社経	1-3		
区		分	社会経済
細	区	分	施設
名		**************************************	金石大観音 (かまいしだいかんのん)  写真提供者: 釜石フォトライブラリー
所	在	地	大平町3-9-1
概		要	釜石港を見下ろす鎌崎半島に、施主明峰山石応禅寺(曹洞宗)により建立された高さ 48.5m の白亜の観音像。胎内には聖

	観音や七福神等が安置されている。胸元は展望台になってお
	り、釜石港を一望できる。
関連URL	公式ホームページ
	http://kamaishi-daikannon.com/

社経 1-4		
区	分	社会経済
細 区	分	施設
名	称	写真提供者: 釜石光陽写真
所 在	地	甲子町第5地割
概	要	東日本大震災後、遊び場を失った子どもたちを笑顔にしたいとオーナー夫妻の思いに共感したボランティアによって整備された公園。隣接する工場の外壁には、タイ在住の画家・阿部恭子氏の協力により「希望の壁画」が描かれている。

関連URL –

社経	1-5		
区		分	社会経済
細	区	分	施設
<u>луш</u>		JJ	金石魚河岸にぎわい館 魚河岸テラス (かまいしうおがしにぎわいかん うおがしてらす)
名		称	写真提供者:釜石観光物產協会
所	 在	地	魚河岸3番3
概	1工	要	※石市魚河岸地区周辺のにぎわい創出の拠点となり、「魚の
113/L		女	金石市点何序地区周辺のにさわい創出の拠点となり、「魚のまち釜石」を発信する施設。

	2階飲食店では、広々とした自然に工業港が溶け込んだ釜石
	湾の景色を一望しながら地元の食材を使った食事を楽しめるほ
	か、1階にはキッチンスタジオ、会議室、展示・物販スペー
	ス、銀行、屋外にはイベント広場にもなる駐車場や24時間ト
	イレがある。
関連URL	公式ホームページ
	https://uogashi-terrace.jp/

社経	1-6		
区		分	社会経済
細	区	分	施設
名		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	ミッフィーカフェかまいし(みっふぃーかふぇかまいし) Marcale  Marcale  「大きない」  「大きない」 「大きない」 「大きない」 「大きない」  「大きない」 「大き
所	在	地	大町1丁目1-10 釜石情報交流センター内
概		要	「ミッフィーカフェかまいし」は、オランダ王国大使館並び に (株) ディック・ブルーナ・ジャパンの協力のもと、平成 27 年 12 月 23 日 (水) に釜石情報交流センター内にオープンし

	た、日本唯一の常設ミッフィーカフェ。釜石情報交流センター
	の受付では、オリジナルグッズも販売している。
関連URL	公式ホームページ
	https://en-trance.jp/miffy

社経	1-7		
区		分	社会経済
細	区	分	施設
名		<b>************************************</b>	金石漁火酒場かまりば (かまいしいさりびきかばかまりば) 写真提供者:釜石観光物産協会
所	在	地	大町1丁目3-9
概		要	フロントプロジェクト1飲食店街の再建に向けた市有地活用 事業として、大和リース(株)岩手支店と釜石市が公民連携で整 備を進め、平成29年1月にグランドオープンした飲食店街。 現在、13店舗が営業している。
関連U	RL		釜石市ホームページ

https://www.city.kamaishi.iwate.jp/docs/2017060100104/

社経	社経 1-8				
区		分	社会経済		
細	区	分	施設		
名		称	道の駅「釜石仙人峠」 (みちのえきかまいしせんにんとうげ)  「「はっぱい」 (みちのえきかまいしせんにんとうげ)  「「はっぱい」 (みちのえきかまいしせんにんとうげ)  「「はっぱい」 (みちのえきかまいしせんにんとうげ)  「「はっぱい」 (みちのえきかまいしせんにんとうげ)		
所	在	地	甲子町7-155-4		
概		要	釜石ラーメンなどの軽食や、お土産、農産物などが購入でき		
			る施設。釜石市初の道の駅として、平成27年4月に開業した。		
			地元民愛用の「藤勇醤油」を使用したソフトクリームが名物。		
関連	URL		釜石市ホームページ		
			https://www.city.kamaishi.iwate.jp/docs/2015042800011/		

社経 1-9	
区分	社会経済
細 区 分	施設
名 称	シープラザ釜石(しーぷらざかまいし)
所 在 地	<b>鈴子町22−1</b>
概要	お土産や特産などを販売する店舗や観光案内所が設けられて
	いる複合型施設。
関連URL	釜石市ホームページ

https://www.city.kamaishi.iwate.jp/docs/2015042800011/

不工业企	1-10		
区	1 10		社会経済
<u>一</u> 細	区	 分	施設
名		称	サン・フィッシュ釜石 (さんふいっしゅかまいし)
所	在	地	鈴子町2-1
概		要	平成 15 年に、45 年の歴史に幕を閉じた「日本唯一・橋上市
			場」に代わり、釜石駅前にオープンした市場。
			釜石のウニ、ホタテなど季節の新鮮な海の幸のほか、山の幸

関連URL	釜石市ホームページ
	https://www.city.kamaishi.iwate.jp/docs/2011030900022/

社経	1-11	社経 1-11				
区		分	社会経済			
細	区	分	施設			
名		称	タウンポート大町 (たうんぽーとおおまち)			
所	在	地	大町1-2-10			
概		要	「商業とにぎわいの拠点」と位置付ける大町のフロントプロジェクト1地区にオープンされた集合型商業施設。イオンタウン釜石に隣接しており、飲食店や小売店などバラエティ豊かで個性的な9店舗が営業している。			
関連は	JRL		公式ホームページ https://en-trance.jp/townport			

社経	1-12		
区		分	社会経済
細	区	分	施設
名			宿泊施設
			写真提供者:釜石光陽写真
所	在	地	-
概		要	釜石市では24施設が営業している(2022年3月時点)
			ホテルサンルート釜石

http://hsrkam.lix.jp/

釜石ベイシティホテル

https://kamaishi-baycity-hotel.co.jp/

陸中海岸グランドホテル本館

https://www.rikuchu-ghotel.co.jp/

釜石ステーションホテル

http://www16.plala.or.jp/kamaishi-

kankou/syukuhaku/station/sawadahotel.html

ホテルフォルクローロ三陸釜石

https://familio-folkloro.com/sanrikukamaishi/

ホテルシーガリアマリン

https://seagullea.com/

ホテルマルエ

http://www.marue.info/

ホテルルートイン釜石

https://www.route-

inn. co. jp/hotel\_list/iwate/index\_hotel\_id\_619/

ホテルアリスガーデン

http://hotel-alicegarden.com/

宝来館

https://houraikan.jp/

多田旅館

https://tadaryokan.jp/

三陸の宿 高金

https://takakin.wordpress.com/2011/04/03/%E9%AB%98%E9%87%91%E6 %97%85%E9%A4%A8/

及川旅館

平治旅館

https://kamaishi-hirajiryokan.business.site/

民宿前川

https://maekawa.photolib.jp/

旅館なかむら

室浜の宿 オーシャン V

https://www.oceanv.jp/

	御箱崎の宿 http://www.ohakozakinoyado.jp/  あずま家 (ゲストハウス) https://www.azumaya-kamaishi.com/
	大町パンション <a href="http://omachipension.jp/">http://omachipension.jp/</a>
	大渡パンション http://www.flower-htl.jp/owatari.html
	大渡パンション will http://www.flower-htl.jp/owatari_will.html
	平田パンション http://www.flower-htl.jp/heita.html
	釜石復興ビル http://www.yamamoto-constax.co.jp/kamaishi-fukkou
関連URL	釜石観光物産協会公式ホームページ https://kamaishi-kankou.jp/stay/

社経	社経 2-1				
区		分	社会経済		
細	区	分	特産品		
名		称	<ul><li>釜石ラーメン (かまいしらーめん)</li><li>写真提供者:釜石光陽写真</li></ul>		
所	在	地	_		
概		要	釜石ラーメンは、程よいコシのある「極細の縮れ麺」と「琥珀		
			色に透き通った醤油味の淡麗スープ」が特徴のご当地ラーメン		
			である。		

	釜石ラーメンの文化は、昭和30年頃からの鉄鋼業と漁業による
	街の発展とともに人々に浸透してきたとも言われており、麺や
	スープそのもののカタチだけではなく、提供する側の茹でる加
	減までも配慮する姿勢や、食べる側の気性や好みなどを総合し
	た、地域の発展とともに進化してきた食文化である。
関連URL	https://kamaishi-kankou.sakura.ne.jp/tpa/wp-
	content/uploads/2021/03/kamaishi_ramen_map_2021.pdf

社経	社経 2-2					
区		分	社会経済			
細	区	分	特産品			
名		称	甲子柿 (かっしがき)			
所	在	地	_			
概		要	釜石市甲子地区の特産品。石造りの室に渋柿を入れ、一週間、			
			煙で燻して渋を抜いた柿であり、ゼリーのような食感と芳醇な			
			甘さが特徴である。			
関連	JRL		https://kasshigaki.wixsite.com/home			





写真提供者:釜石光陽写真

所	在	地	_
概		要	親潮と黒潮が交錯する世界屈指の漁場、三陸漁場を控え、大陸
			棚とリアス式海岸に恵まれた釜石市はサケやサバなどの定置網
			漁の水揚げのほか、ワカメやホタテ、カキなど養殖も盛んであ
			る。市場には季節を通じて、様々な魚が水揚げされています。
			海沿いには海産物の加工場も多く、釜石の特産品である水産加
			工品が製造されている。
			(主な海産物)
			わかめ、こんぶ、ほたてがい、かき、ほや、あわび、うに、海
			藻、秋さけ、ぶり、さば、ひらめ、かれい
関連	JRL		

社経	2-4		
区		分	社会経済
細	区	分	特産品
名		<b>************************************</b>	浜千鳥(はまちどり)  「「「「「「「」」」  「「」  「「」」  「「」」  「「」」  「「」」  「「  「
所	在	地	_
概		要	「海と里と人を繋ぐ、地の酒・浜千鳥」は、三陸海岸と北上山地に囲まれた沿岸部に位置し、岩手県の豊かな自然に育まれた新鮮な海の幸・山の幸に良く似合う、さらりとした口当たり、切れの良い甘みが特徴。

社経	3-1		
区		分	社会経済
細	区	分	地域行事
			釜石よいさ (かまいしよいさ)
名		称	600
力		121	



釜石市地域資源目録 一甲子川流域エリア編—

発行 釜石市

編集 株式会社かまいしDMC